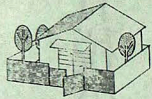


# お報にのうせん

No. 195 (税特集)

発行 富山県入善町役場  
編集発行責任者 西尾三郎  
印刷 田中印刷所



## 住宅を新築 購入した人は

自分が住むために住宅を新築したり、新築住宅を買ったときはその住宅に住居した年から三年間にわたり年額で最高二万円ずつ所得税額から差引いてもつまずり次の要件にあてはまるときは、その新築住宅について床面積三・三㎡当たり十万円として計算した住宅の建築費(または購入費)の1%(最高二万円)

税のほかに、市街化区域においては○・二%の都市計画税をかけたいため、実質一・六%の固定資産税をかけているような計算になります。県内での最高は、財政再建団体だった黒部市の一・七五%、ついで上平村、利賀村、宇奈月町の一・七%。このうち宇奈月町は、四十五年度までは一・五%でしたが、中学校建設の資金つくりのため、四十八年度に○・二%アップしたものです。なお平村は一・六五%で、新湊市など十五町村が一・六%、庄川町が一・五五%で、入善町などを税額から差引くという計算をします。

**住宅取得控除の要件**  
①昭和四十七年一月一日から四年内に新築工事を始め、あるいは新築住宅を買受けること。  
②工事を完了または住宅買受けの日から六か月以内にその住宅に入居して住居したること。  
③一むねの床面積が百二十㎡以下であること。  
この制度を利用するためには、所得税の確定申告書に必要なことを書き入れ、計算明細書、建築確認申請の確認通知書、登記簿謄本住民票の写しなどをつけて出さなければなりません。手続するだけで税金が六万円も安くなります。

**住宅や敷地を買う計画のある人へ**  
住宅やその敷地を手に入れるため、昭和四十二年一月一日から四十九年十二月三十一日までの間に決めた住宅貯蓄契約によって積立などをした場合は、その取り決めが勤労者財産形成貯蓄契約であるか、その他一般の住宅貯蓄契約であるかにより、それぞれ、その年の中に積立などをした金額の六%(最高三万円)または四%(最高二万円)を所得税額から差し引くことができます。  
**住宅貯蓄控除の要件**  
①三年以上の期間にわたって定期的に金銭の積立で、預け入れ、

## 県下でも安い

# 町の税金

「入善町の税金は、よその町より高いんじゃないか?」ということと聞かれることがあります。今月はそのことについて調べてみました。

まず固定資産税では県下三十五市町村のほとんどが標準税率(一・四%)より高い超過税率で課税しています。一番安いのは、標準税率をとっている舟橋村と富山市ですが、富山市の場合は一・四%の固定資産

税のほかに、市街化区域においては○・二%の都市計画税をかけたいため、実質一・六%の固定資産税をかけているような計算になります。県内での最高は、財政再建団体だった黒部市の一・七五%、ついで上平村、利賀村、宇奈月町の一・七%。このうち宇奈月町は、四十五年度までは一・五%でしたが、中学校建設の資金つくりのため、四十八年度に○・二%アップしたものです。なお平村は一・六五%で、新湊市など十五町村が一・六%、庄川町が一・五五%で、入善町などを税額から差引くという計算をします。

公社債の購入などをやるものであること。  
②その積立などをした金額(利子なども含まれます)は、自分の住む家やその敷地の取得の頭金にあてられるものであること。  
またその取得後に契約によって定められた預入期間が満了する場合には、その満了の時に、次の③の借入金の返済や賦払に充てられるものであること。  
③貯蓄取扱機関の融資額は、原則として住宅や敷地の代金から積立金(頭金)を差し引いた残額であること。残額が積立金の二・五倍(積立金担保の融資の場合は三・五倍)より多額のときは、積立金の二・五倍(積立金担保の融資の場合は三・五倍)以上の融資がされること。  
④右の③の借入金の返済期間や賦払期間は十年以上の期間で、金利は年九・五%以下であること。  
⑤住宅の床面積は百二十平方メートル以下であること。  
⑥積立などをした貯蓄額は、頭金の支払または借入金の返済をする日まで、その払出しなどをしていないこと。  
⑦積立期間満了後、二年以内に住宅を建て、すみやかに入居すること。なお住宅貯蓄控除ができる期間は貯蓄契約を結んだ年から七年間となっています。  
この控除を受けるためには、確定申告書に、この控除を受ける旨を記載し、あわせて住宅貯蓄証明書添付することが必要です。



ご存知ですか

# 特別土地保有税の 申告制度

最近法人等が土地を買いまくってそのまま持ち続け、値上がりを待つてポロもうけをしようという傾向が強くなってきました。

これは土地がどんどん高くなり、庶民にとってマイホームは高嶺の花になってしまいます。金も上げのための土地の買い占めを防ぎ、少しでも安く土地が買えるようにということで昨年「特別土地保有税」が新しく設けられております。

この税金は本人の申告納付制度をとっていますので必ず申告をして下さい。

土地保有税は、保有税と取得税の二つに別れております。

### 保有税

昭和四十四年一月一日以後に取得された土地で、五、〇〇〇㎡(一、五二坪)以上の面積のものには原則として保有税がかかります。これは毎年一月一日現在で基準面積である五、〇〇〇㎡以上であるか、どうかの判定をするもので、その土地の取得価額に対して一・四％の割合で課税されます。なお、このようにして計算した税額から固定資産税相当額が差し引かれることになっています。

その年の五月三十一日までで役場へ申告して納税をしなければなりません。

昭和四十八年七月一日以後に取得された土地で、五、〇〇〇㎡以上の面積のものには、原則として取得税がかかります。これは毎年一月一日または七月一日の時点でそれ以前一年間に合計五、〇〇〇㎡以上の土地を取得しているかどうかを判定し、該当があれば、その土地の取得価額に対して三％の割合で課税されます。なおこのように計算した税額から不動産取得税相当額が控除されます。

### 取得税

この取得税は次のとおり年二回申告時期がありますので忘れず役場で手続きしてください。

- ① 一月一日前一年内に五、〇〇〇㎡以上の土地を取得した者  
その年の二月末日
- ② 七月一日前一年内に五、〇〇〇㎡以上の土地を取得した者  
その年の八月三十一日

なお保有税は、その土地を持っている間毎年かかりますが、取得税は一回限りの課税です。

### 非課税

国や県市町村等が土地を取得した場合とか、個人や法人が土地を

取得した場合でも国の政策にマッチするものには「特別土地保有税」のかわりに「特別土地保有税」ので、詳しいことは税務課固定資産税係へおたずねください。

### 申告相談

役場税務課では申告用紙等を準備して常時ご相談に応じます。

## 一月は 町税完納の月

皆さんに毎月のようにお払いいただいております町の税金も、いよいよ一月いっばいで全部の納期が終わります。

ほとんどの方は、それぞれの期限までに、きちんと納税をすませていただいております。

お忘れの方、事情でおくれている方がありましたら、この際きれいに完納して、さっぱりした気分で新年度を迎えましょう。

一人でも滞納なさいますと、部落の納付補助金がいっぺんに半分になります。ご協力下さい。

### 便利で有利な口座振替

これからは現金を持ち歩かない時代、いわゆるキャッシュレス時代が来ると思いますが、税金の口座振替は、この要求にピッタリの便利で有利な納税方法です。

町では、すでに十軒中六軒は口座振替をさせていただいておりますが、これを更にカラテレビ並みの普及率にもって行きたいと思

います。

便利な点は第一に、忙しいなかをわざわざ納税のため足を運ばなくてもよいこと、第二に本人が忘れていても自動的に支払いがなされる余分な利息なども取られずむこと、第三に納付の補助金が大幅にふえることなどです。

はじめは、税金が通帳から差引かれることに抵抗を感じていた方も今では大変喜んでいただいております。まだ手続きのしていない方は二月末頃までに申し込んで下さい。用紙は税務課、農協、銀行などにあります。ハンコ持参。

2月16日～3月15日

**所得税 申告相談**

住民税

今年も日割をきめて  
各地区へ出張します

## 一月中に 申告しましょう

### (1) 給与支払報告書

官公庁、会社、事業主などで一月一日現在従業員に給与の支払いをしている人は、四十八年中に支払った給与所得の金額などを個人別にして、その従業員の住所地の市町村長に提出しなければなりません。期限は一月三十一日。

### (2) 償却資産申告書

一月一日現在入善町内に償却資

産(機械、装置など)を所有している人は、償却資産申告書を町長に提出しなければなりません。申告用紙は一月月上旬に郵送してありますので早目に申告してください。期限は一月三十一日。

### 石油類の 貯蔵・取扱いは……

石油類を貯蔵するとき、次のような条件が必要です。(違反すると消防法、火災予防条例により罰せられます)

- (1) 石油類の貯蔵は常に整理整頓し、みだりに火気を使用せず、容器に破損等のないものであること。
- (2) その他火災予防上危険がないよう十分注意すること。

- (1) ガソリン(一〇〇リットル)
- 灯油、軽油(五〇〇リットル)
- 重油(二、〇〇〇リットル)

- (2) ガソリン(二〇リットル)
- 灯油、軽油(一〇〇リットル)
- 重油(四〇〇リットル)

以上を貯蔵する場合は町長の許可を受けなければならない。絶対に貯蔵、取扱いをしてはいけません。(3) ②の数量未済でも

ガソリン(二〇リットル)

灯油、軽油(一〇〇リットル)

重油(四〇〇リットル)

以上を貯蔵する場合は保安距離、消防設備、標識等の設備が必要で、屋内に入れてはなりません。

このほかくわしいことは入善町消防署(電話七二局〇一三五番)へ問い合わせして下さい。